

妊婦の方へ

新型コロナウイルス感染予防対策



ゆりかごプラスギフトを配布します

区では、妊娠期から子育て期まで安心して過ごせるよう、妊婦の方を対象に、「ゆりかご・しんじゅく」事業を実施しています。同事業では、保健センターまたは健康づくり課での看護職との面接「ゆりかご面接」を受けた方に後日、妊娠・出産・子育てを応援する品「ゆりかご応援ギフト(10,000円相当)」をお送りしています。

今年度は、新型コロナウイルス感染予防対策として、ゆりかご応援ギフトに加え、衛生用品の購入や健診時などのタクシー移動にも利用できる「ゆりかごプラスギフト(10,000円相当)」も併せてお送りします。

※5月10日以前にゆりかご面接を受けた妊婦の方へは、ゆりかごプラスギフトのご案内をお送りしています。同封のアンケートを返送いただいた方に後日、同ギフトをお送りします。

【問合せ】健康づくり課健康づくり推進係へ。

ゆりかご面接実施場所

施設	所在地	電話番号
牛込保健センター	弁天町50	☎(3260)6231
四谷保健センター	四谷三栄町10-16	☎(3351)5161
東新宿保健センター	新宿7-26-4	☎(3200)1026
落合保健センター	下落合4-6-7	☎(3952)7161
健康づくり課健康づくり推進係	新宿5-18-21、第2分庁舎分館1階	☎(5273)3047

※時間はいずれも土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時

児童手当・児童育成手当の現況届をご提出ください

●提出は6月30日(火)まで

対象の方には、届出用紙を6月5日に発送しました。提出期限を過ぎると、10月期(6月分～9月分)の手当の支払いが遅れることがあります。ご注意ください。

所得制限額は右表のとおりです。この制限額は、令和2年6月分の手当から適用します。2019年(平成31年1月～令和元年12月)中の所得が制限額以上の場合、児童育成手当(ひとり親家庭等が対象)は支給されませんが、児童手当は特例として子ども一人に付き月額5,000円を支給します。

【提出方法】届出用紙に必要書類を添えて、6月30日(必着)までに郵送で、▶児童手当は子ども家庭課子ども医療・手当係☎(5273)4546、▶児童育成手当は子ども家庭課育成支援係☎(5273)4558(いずれも〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階)へ。児童手当の現況届は、電子申請(新宿区ホームページからリンク)でも受け付けます。

※提出は各係または特別出張所(児童手当のみ)の窓口でも受け付けていますが、新型コロナウイルス感染防止のため、郵送・電子申請をご活用ください。

【所得制限額】

扶養親族等の数	児童手当の所得制限額	児童育成手当の所得制限額
0人	622万円	360万4,000円
1人	660万円	398万4,000円
2人	698万円	436万4,000円

※扶養親族等が一人増えるごとに38万円を加算
※社会保険料相当分として、一律80,000円を所得額から控除して計算します。そのほか、所得額から控除できるものがあります。詳しくは、お問い合わせください。

後期高齢者医療制度に加入している方へ

6月下旬にジェネリック医薬品差額通知を発送します

生活習慣病等の医薬品が処方され、ジェネリック医薬品を利用した場合に薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方に、利用差額を試算した「差額通知」を6月下旬に発送します。

【問合せ】東京都後期高齢者医療広域連合ジェネリック医薬品差額通知サポートデスク☎0120(601)494(6月下旬～7月31日(金)の土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)へ。

【区の担当課】高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階)☎(5273)4562

ジェネリック医薬品とは

厚生労働省が認めた先発医薬品(新薬)と同等の効能・効果を持つ薬で、先発医薬品より一般的に安い価格で提供されています。利用を希望する場合は、かかりつけ医や薬剤師にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症に関する経済支援の相談

6月5日時点の情報を掲載しています

各所のホームページ等を参考に相談窓口を以下のとおりまとめました。内容は変更している場合があります。詳しくは、各所のホームページをご確認ください。

	内容	相談先	電話・ファックス等
個人向け	【特別定額給付金】4月27日時点で住民基本台帳に記録されている方への給付金(申請受付締切日/8月31日(月)(消印有効)) ▶一人に付き10万円	《新宿区》新宿区特別定額給付金コールセンター(午前9時～午後7時) 《総務省》特別定額給付金コールセンター(午前9時～午後8時)	☎(5273)4353 ☎0120(260)020
	【個人向け資金貸付】新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で収入が減少した世帯への緊急小口資金・総合支援資金(生活支援費)の貸し付けの特例措置(原則として申請は郵送で受け付け)	《新宿区社会福祉協議会》(土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時)	☎(5273)3546 ☎(5273)3082
	【住居確保給付金】離職等により住居を失うおそれのある方等に対する家賃相当額の給付金(上限あり。所得等、諸条件あり。原則として申請は郵送で受け付け)	《新宿区》生活支援相談窓口(土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時)	☎(5273)3853 ☎(3209)0278
資金繰り	【持続化給付金】新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する国の給付金 ▶法人…200万円 ▶個人事業者等…100万円	《経済産業省》持続化給付金事業コールセンター(午前8時30分～午後7時)	☎0120(115)570 IP電話からは☎03(6831)0613
	【感染拡大防止協力金】新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた都の要請等に応じ、施設の使用停止に協力した中小企業への協力金 ▶単独店舗…50万円 ▶複数店舗…100万円	《東京都》緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター(午前9時～午後7時)	☎(5388)0567 🌐https://www.tokyo-kyugyo.com
	【中小企業の相談・支援】利子と保証料全額補助の緊急融資のあっせん(貸付限度額/500万円)、セーフティネット保証、危機関連保証、商工相談等	《新宿区》産業振興課産業振興係(土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時) ※商工相談(予約制)は午後7時の枠まで設けています。	☎(3344)0702 ☎(3344)0221
	【店舗等貸人への家賃減額分の助成】店舗等の貸人が新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している事業者に対し、家賃を減額した場合に減額した家賃の一部を助成 ▶減額した家賃の2分の1(月50,000円を限度、1賃貸人に付き5物件まで。助成対象月は令和2年4月分～10月分のうち、最大6か月分)	《新宿区》店舗等家賃減額助成担当(土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時)	☎(5273)3554 ☎(5273)4197
企業向け	【中小飲食事業者への業態転換に掛かる費用助成】中小飲食事業者が新型コロナウイルス感染症の影響により売上確保の取り組みとして新たにテイクアウト・宅配・移動販売等を始める場合にかかる費用を助成 ▶費用の5分の4(上限100万円)	《東京都》東京都中小企業振興公社業態転換担当(土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後4時30分)	☎(5822)7232
	【雇用調整助成金】新型コロナウイルス感染症の影響で休業等を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するための助成金 ▶一人1日8,330円	《厚生労働省》雇用調整助成金コールセンター(午前9時～午後9時)	☎0120(60)3999
	【学校等休業助成金・支援金】新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業に伴い、雇用する労働者の申し出により有給休暇を取得させた事業主や、小学校等の臨時休業に伴い、お子さんの世話をを行うために仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への国の補償 ▶事業主…労働者一人1日上限8,330円 ▶フリーランスの方…1日上限4,100円	《厚生労働省》学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター(午前9時～午後9時)	☎0120(60)3999

新宿区業態転換支援事業について

中小飲食事業者が新たにテイクアウト・宅配・移動販売等を始める場合にかかる費用の補助について、広報新宿5月25日号4面・6月5日号3面でお知らせした区の上乗せ補助部分は現在、事業内容の変更を検討しています。詳しくは決定次第、新宿区ホームページ等でご案内します。
【問合せ】産業振興課産業振興係(西新宿6-8-2、BIZ新宿4階)☎(3344)0701へ。